

2010.8.10 週刊エコノミスト

グローバル経済のもとで
証券優遇税制の廃止は投資にプラス
リスクテークを促す金融一体課税

来年末に株式の配当・譲渡益の税率は元の20%に引き上げられる。だが、金融所得間の損益通算を拡大する方が重要だ。

森信 茂樹
(中央大学法科大学院教授)

経済協力開発機構(OECD)や国際通貨基金(IMF)は、所得税制の向かうべき1つの方向として、「二元的所得税」を取り上げている。この税制は、個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン・不動産所得等の「金融・資本所得」の2つに分け、勤労所得には累進税率を課すが、金融・資本所得は合算して分離し比例税率を課するという税制である(図1)。資本所得のなかでは、損益通算や損失繰り越しが可能だが、勤労所得との損益通算は原則としてできない。

スウェーデン等の北欧諸国で1990年代に導入され、オランダ、ドイツの税制に大きな影響を及ぼした。背景には、これまで理想とされてきた、すべての所得を合算して累進税率を課す包括的所得税が、資本が移動するグローバル経済に対応できなくなったという現実がある。

日本でも、配当や株式譲渡益が分離課税となっているため、申告納税者に限ってみても所得税負担率は、所得が1億円を超えると低下する。所得税納税者全体では2500万円前後が負担率のピークという試算もある。所得階層間の公平性の観点からは問題となるが、重要なことは、総合課税にすればかえって不公平になる可能性が高いことである。

投資用のワンルームマンションに代表されるように、高所得者が合法的に租税回避をする機会が蔓延しており、また国外に所得(税源)を持ち出せば、捕捉は困難になり、かえって公平性は損なわれてしまう。これが欧米諸国の現実である。

二元的所得税の趣旨は、貯蓄を投資に向ける際の税制の負担を軽減し、国内の経済成長につなげることである。既に大多数の先進国がこの税制の考え方にある。

日本の税制もOECDによれば「準二元的所得税」とされている(図2)。

金融税制をより簡素で統合的なものにしようと金融所得の一体課税化、具体的には、損益通算の範囲と通算期間が拡大されてきたが、そのスピードははかばかしくない。最大の理由は、上場株式の配当・譲渡益に優遇税率（10%）を適用・継続することが株式相場対策として重要だという理論的に誤った考え方が根強いことによる。

日本の金融税制は現在、利子については源泉分離課税（20%）である一方、投信の収益分配や配当（発行株式の5%を超える大口以外の上場株式等）については申告不要（20%源泉徴収、上場株式については2011年末まで10%）か総合課税（配当控除）の選択制、株式譲渡益についても、申告分離課税（20%、上場株式については11年末まで10%）となっている。

しかし、10%の優遇税率をとるより、税率を20%一律として、損益通算範囲と通算期間の拡大を優先させる方が、投資拡大には重要である。

単純なモデルを考えてみよう。

100の価値のあるリスク資産があり、投資が成功すれば2倍になるが、失敗すれば全額失う。その確率は5分5分とする。税金が課せられない場合には、収益は200か0、期待値は100である。

投資収益に50%の税率を課し、損失については全額を他の金融所得から控除できるとすると、投資が成功した場合には、利益（200 - 100）に50%が課税され、税引後収益は150となる。他方、損した場合には、損失（100）は他の所得と相殺されるので税引き後の損失は50となり、期待値は100と変わらない。非課税の場合には200か0であった収益は、課税後には期待値は同じであるが150か50となり、リスクは200から100（15050）へと平準化される。

つまり、損失控除付きのキャピタルゲイン税制は、収益の平準化を通じて投資家のリスクテイクを促進する効果をもつ。これは「個人（投資家）と国家がリスクをシェアする税制」と表現できる。

加えて、現在は利子・配当・株式譲渡益・雑所得等に分類されている「金融所得」を、税法上ひとくくりにするとともに、金融所得を得るために必要な「損失・経費」を明確にすることが必要である。

個人年金の税制支援を

昨年末の税制改正では、2011年末の証券優遇税率の廃止に合わせて、増税のインパクトを緩和するために日本版ISA（少額投資非課税口座措置）の創設が合意されている。しかしこの制度は、3年間の時限措置であることや上限が年100万円となっており使いにくいこと、新た

なシステム構築に費用がかかることなどから評判は芳しくない。

そこで、個人金融資産を活性化するため、個人型年金非課税制度（日本版IRA）の導入を提言したい。年間120万円（毎月10万円）という拠出額限度の範囲で、税引き後の所得から拠出し、一定年齢（例えば60歳）以降に引き出す場合に、運用益を含めて非課税とする制度である。個人単位で資産管理するので、企業倒産による影響もなく、雇用形態の多様化にも対応できる。米国やカナダ、英国には同様の制度がある。

個人が金融資産を活用し、国（公的年金）や企業（企業年金）に頼るだけでなく、自助努力で行う老後の資産形成（個人年金）を税制面から支援する政策として提言したい。

法人税の課税ベース拡大がもたらす 産業転換

参院選敗北を受けて、税制の抜本改革の行方が不透明ななかでも、法人税減税は既に、6月に閣議決定された「新成長戦略」に位置付けられており、年末の税制議論に向けて検討が進むと思われる。

問題は財源である。新成長戦略に記されたように「法人実効税率を主要国並みに引き下げる」ためには、現在の40%から10%以上の引き下げが必要で、ここ数年の税収で換算して新たに4、5兆円の財源が必要となる。

直嶋正行経済産業相は、来年度改正と抜本改革の2回に分けて法人税減税を行う提案をしている。

第1段階ではまず、課税ベース（課税対象となる利益）の拡大で、法人税収を損なうことなく、表面税率で5%程度の引き下げを行い、残りは抜本的税制改革時に　ということであろう。

筆者もこの考え方に賛成だ。ここでは、「課税ベース拡大」の具体的中身について取り上げてみたい。

まず、租税特別措置の見直しであるが、最大の減収額であるR&D（研究開発）税制は、国際競争を勝ち抜いた輸出企業ほど多く使っており、日本の生命線の部分がある。過剰部分を廃止しても財源的には1000億円にも満たないだろう。

そこで、5%引き下げに必要な2兆円強の捻出のためには、現在250%前倒し償却となっている減価償却制度の見直しを中心となる。設備投資が大きい製造業を中心に、現在、減価償却分を差し引くことで課税所得が抑えられ、税負担軽減となっている企業の反対が予想される。

しかし、最も優れた税制改革と称される米レーガン政権第2期の法人税改革は、償却期間を短縮する加速度償却の廃止等により、課税ベースを広げて税率を引

き下げた。その結果、東海岸のスモーク・インダストリー（煙突から煙を吐き出す産業）が打撃を受ける一方で、西海岸の新興企業が税負担軽減の利益を受け、IT産業への構造転換が進み、今日の米国繁栄の基礎となったという歴史がある。

もう1つ重要な点は、証券優遇税制との関係である。

配当・株式譲渡益はもともと法人の付加価値で、既に法人税として課税が行われている。現在、上場株式の配当や譲渡益の課税は10%に優遇されているが、11年末に20%に戻される予定である。

そこで、証券優遇税制をやめることによる増収分は法人税率引き下げの財源に充てることが考えられる。ドイツのメルケル政権も、法人税と金融税制の改革を連動させて行ったことが参考になる。 （森信茂樹）